

## 参考資料

## 【参考】運営基準（内閣府令）の項目

項目	内 容	●従うべき基準 △参酌すべき基準
第1章 総則（第1～2条）		
第1条 趣旨		—
第2条 一般原則		△
第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第3～32条）		
第3条 利用定員		●
第4条 面談		●
第5条 正当な理由のない提供拒否の禁止		●
第6条 あっせん及び要請に対する協力		●
第7条 乳児等支援認定証に記載された事項の確認		△
第8条 乳児等支援給付認定の申請に係る援助		△
第9条 心身の状況等の把握		△
第10条 特定教育・保育施設等との連携		△
第11条 特定乳児等通園支援の提供の記録		△
第12条 支払		●
第13条 乳児等支援給付費の額に係る通知等		△
第14条 特定乳児等通園支援の取扱方針		●
第15条 特定乳児等通園支援に関する評価等		△
第16条 相談及び援助		△
第17条 緊急時等の対応		△
第18条 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知		△
第19条 運営規程		△
第20条 勤務体制の確保等		△
第21条 利用定員の遵守		△
第22条 揭示等		△
第23条 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則		●
第24条 虐待等の禁止		●
第25条 秘密保持等		●
第26条 情報の提供等		△
第27条 利益供与等の禁止		△
第28条 苦情解決		△
第29条 地域との連携等		△
第30条 事故発生の防止及び発生時の対応		●
第31条 会計の区分		△
第32条 記録の整備等		△
第3章 雜則（第33条）		
第33条 電磁的記録等		△